

職長等に対する安全衛生教育実施のご案内

労働安全衛生法第 60 条により

1. 建設業
2. 製造業
- ただし、次に掲げるものを除く。
- (イ) 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造及び動植物油脂製造を除く）
(ロ) 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）
(ハ) 衣服その他の繊維製品製造業
(ニ) 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
(ホ) 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
3. 電気業
4. ガス業
5. 自動車修理業
6. 機械修理業

以上に該当する業種の事業場では、作業中の労働者を直接指導又は監督する者（職長、班長、組長等 第一線監督者）に対して、厚生労働省令で定めるところにより安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっています。

つきましては、下記の通り『職長の安全衛生教育』を実施いたしますので、この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。なお、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「**食品製造業**（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業（※）を除く。）」、「**新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業**」が新たに加わります。

※ すでに職長教育の対象

記

- 1)日 時 令和7年6月19日(木)9:20~16:30 (受付9:00~)
20日(金)9:10~16:30
- 2)会 場 京都経済センター6階 会議室6B
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
- 3)定 員 60名 ※定員になり次第締切らせていただきます
- 4)申 込 方 法
- ・来所の場合:申込書・受講料・テキスト代を窓口までお持ち下さい。
《講習会等の為、事務所に留守にする場合がありますので、事前に電話連絡願います》
 - ・現金書留送付の場合:申込書・受講料・テキスト代を送付下さい。
 - ・FAX送信の場合:後日受講票・請求書をお送りします。
※いずれも事前にFAX及び電話確認を要します。
- 5)申し込み先 (公社)京都労働基準協会 京都南支部
〒612-8043 京都市伏見区本材木町668-3 月桂冠酒蔵オフィス9号室
TEL 075-611-8286 FAX 075-611-8400
- 6)受 講 料 会 員 事 業 場 13,200円(12,000円+消費税)
会 員 外 事 業 場 16,500円(15,000円+消費税)
- (注)受付後の受講料返還はできませんので、ご理解の上
お申込みください(但し受講者の入替えは可能です)。
- 7)テキスト代 880円(800円+消費税)職長の安全衛生テキスト
- 8)受講注意事項 受講当日は、受講票を必ず受付に提出して下さい。
- 9)修 了 証 全科目受講された受講者には、修了証が交付されます。

(公・社) 京都労働基準協会 京都南支部長 殿
(FAX 075-611-8400)

職長等の安全衛生教育講習申込書

☐ 京都労働基準協会・各支部会員 ☐ 会員外 (いずれかに ☒ をしてください)

修了証交付につき正確に記入して下さい。

※ 受講No.	受講者 氏名	ふりがな		
		(注1) 旧姓等併記希望の場合 旧姓等		
	生年月日	昭・平	年	月

※ 受講No.	受講者 氏名	ふりがな		
		(注1) 旧姓等併記希望の場合 旧姓等		
	生年月日	昭・平	年	月

※ 受講No.	受講者 氏名	ふりがな		
		(注1) 旧姓等併記希望の場合 旧姓等		
	生年月日	昭・平	年	月

(※欄は記入しないでください。)

令和 年 月 日 日

事業場所在地

事業場の名称

代表者氏名

T E L

F A X

御担当者部署・氏名

メールアドレス _____

(注1) 併記を希望する氏名等が確認できる書類(戸籍抄本・住民票の写し・自動車運転免許証等)を
当日受付時に提示してください。